

2021年4月27日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

保険料払い込み猶予期間の延長に関する追加措置について

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「当社」）は、2021年4月23日に一部地域を対象に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、今回影響を受けられたお客さまに対し、下記のとおりに対応を実施いたします。

記

○保険料の払い込みに関する期間の延長

緊急事態宣言が発令された地域※のご契約を対象に、お客さまからのお申し出に応じて、保険料の払い込みに関する期間を最長6カ月間延長いたします。

※東京都・大阪府・京都府・兵庫県（2021年4月25日時点）。今後、緊急事態宣言の対象となる地域が拡大した場合は、その地域についても特別取り扱いの対象といたします。

<カスタマーサービスセンター>

フリーダイヤル：0120-817-024

【受付時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9:00～午後5:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

以上